

# 公益社団法人日本セラミックス協会 役員報酬規程

2017年6月2日総会承認

(総則)

第1条 本規程は定款第29条に定める常勤理事の報酬について定める。

(役員報酬の構成)

第2条 常勤理事の報酬は、年俸、通勤手当及び退職金とする。

(報酬の支払)

第3条 常勤理事の報酬は、その全額を本人が指定する銀行口座に振込むものとする。

ただし、法令又は規程により報酬から控除すべきものがある場合には、その金額を控除して振込むことができる。

(年俸)

第4条 常勤理事の年俸表は、次に掲げるとおりとする。

等級	年俸額
1等級	8,400,000円
2等級	8,000,000円
3等級	7,600,000円
4等級	7,250,000円
5等級	6,900,000円
6等級	6,600,000円
7等級	6,300,000円
8等級	6,050,000円
9等級	5,800,000円

- 2 常勤理事の年俸は、任期毎に、決定された等級の額とする。
- 3 総務及び経理理事は常勤理事の任期毎に、本人の業績、協会財政状況等を勘案して常勤理事の年俸等級案を決定し、会長に答申する。
- 4 会長は答申された等級案を参考に等級を決定し、理事会の承認を得る。
- 5 年俸は、その額を12で除して得た額を毎月振込むことにより支給する。

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、(公社)日本セラミックス協会就業規則第40条に規定する通りとする。

(年俸支給の調整)

第6条 常勤理事が年度の途中で就任したときはその日以降、また、退任したときはその日までについて、日割り計算にて支払うものとする。

(退職金)

第7条 退職金は、次の計算式をもって算出した額を支給するものとする。

$$(\text{在任期間の平均年俸} \times 0.1) \times \text{在任年数}$$

(端数処理)

第8条 この規程の計算において生じた円未満の端数は切り捨てるものとする。

附則

1. この規定の改廃は総会の議決を得て行うものとする。

---

<改訂履歴>

2017年6月2日総会承認(第4条年俸表を5段階から9段階に変更)

2010年6月4日総会承認(制定)